

都幾川村・玉川村合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、都幾川村・玉川村合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示により、次に掲げる事項について、協議又は調整する。

- (1) 協議会に提案する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 幹事会の幹事は、規約第1条で規定する2村の助役、収入役及び課長級にある者の中から、それぞれ5人以内をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、会長の要請を受け、又は幹事長が必要に応じて、会議を開催する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(会議録の作成)

第6条 幹事長は、会議経過等必要な事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(報告)

第7条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告する。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第11条第1項に規定する事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。